

# 茨城県山岳連盟規約

## 第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本連盟は茨城県山岳連盟(略称「茨城岳連」と称し、事務所を事務局長宅又は別に定める場所に置く。

(目的)

第2条 本連盟は加盟団体相互の親睦を図ると共に、安全で正しく楽しい登山を指導普及して、その健全な発展を図り、あわせて山岳競技の発展を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本連盟は連盟の目的に賛同する県内の山岳団体及び個人会員をもって組織し、日本山岳協会並びに茨城県体育協会に加盟する。

(事業)

第4条 本連盟は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 登山に関する研究指導
- (2) 講習会、その他各種集会
- (3) 山岳競技会
- (4) 遭難の予防及び対策
- (5) 山岳自然保護活動
- (6) 機関紙、その他関係出版物の発行
- (7) その他、必要な事業

## 第2章 加盟及び退会

(加盟)

第5条 本連盟に加盟するには、加盟申込書に規約、団体名簿、役員名簿及び第16条に規定の年会費1年分を添えて申し込む。

2. 複数団体で構成する協会等においては、各団体毎の名簿と構成団体数に年会費を乗じた金額を納入する。但し、高体連登山部は2団体分とする。
3. 個人会員として加盟する場合は指定様式に記入し、年会費を納入する。
4. いずれの場合も理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 本連盟を退会するには、文書を持って届出て、理事会の承認を得なければならない。

2. 本連盟の会費を2ヶ年間納入しない団体はその資格を失うものとする。尚、資格を喪失した団体の再加盟に際しては2ヶ年分の会費を添えて加盟手続きを取るものとする。
3. 本連盟の会費を納入しない個人会員はその資格を失うものとする。

## 第3章 役員

(役員の種類)

第7条 本連盟には次の役員を置く。

- 会長 1名、副会長 若干名
- 理事長 1名、副理事長 若干名
- 常任理事 若干名、理事 50名以内
- 事務局長 1名、事務局幹事 若干名、会計幹事 1名、会計監事 2名

2. 前項に規定する役員のほか、会長は理事会の議を経て名誉会長、顧問を委嘱することができる。
3. 賛助会員 本連盟は賛助会員を設けることができる。賛助会員は次に定める項目に該当し、年会費1万円を納入したものとする。
  - イ. 本連盟の副理事長以上の役職及びその経験者で本人より申し出のあった者。
  - ロ. 加盟団体の指導的立場にある者で、本人より申し出のあった者。
  - ハ. 加盟団体、個人会員以外の法人又は個人で本連盟の趣旨に賛同し申し出があった場合は、理事会の議をへて決定する。

(役員の仕事)

第8条 会長は本連盟を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 理事長は理事会及び常任理事会を運営して、会務を執行する。
4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故ある時はその職務を代行する。
5. 常任理事は常時会務を執行する。
6. 理事は理事会に出席して、その議決権を行使する。
7. 事務局長は事務を執行する。事務局幹事は事務局長の事務執行を補佐する。
8. 会計は本連盟の会計事務を行う。
9. 会計監事は年1回会計事務の監査を行い、結果を理事会に報告する。

(役員を選出)

第9条 会長及び副会長は理事会で推挙する。

2. 理事は加盟団体より1名選出する。但し、会長が必要と認めた場合理事会の承認を得て増すことができる。
3. 理事長、副理事長は理事会で互選する。常任理事は会長推薦の理事として事務局長、競技部長及び各種委員長がその任にあたる。
4. 事務局長、事務局幹事、会計幹事及び会計監事は理事長が推薦し、理事会の承認を得る。
5. 理事会での推挙、互選を円滑に進めるため、会長が必要と認めた場合、理事会の承認を得て、次期役員推薦委員会を設けることができる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。

#### 第4章 機関

(会議)

第11条 本連盟の会議は理事会及び常任理事会とする。

2. 理事会は会長が招集し、常任理事会は理事長が招集する。その議長は出席理事の中から選出する。
3. 理事の過半数以上の要求があった場合、会長は理事会を招集しなければならない。

(理事会)

第12条 理事会は本連盟の意思決定機関であって、毎年1回以上開催して重要事項を審議、決定する。

2. 理事会の議を経なければならない事項は次の通りとする。
  - (1) 前年度の事業報告及び決算報告
  - (2) 新年度の事業計画及び予算計画
  - (3) 規約の改正
  - (4) 役員を選出及び推挙
  - (5) その他重要な事項
3. 理事会は理事の過半数をもって成立し、規約の改定を除く議決は出席理事の過半数の同意を必要とする。同数の場合は議長がこれを決定する。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は理事会から委任された事項及び緊急に処理しなければならない事項を審議及び執行する機関であって、随時開催する。

2. 常任理事会の構成員は理事長、副理事長及び常任理事、事務局幹事、会計幹事とする。但し、理事長は必要に応じ会長、副会長にも出席を要請することができる。

(専門委員会)

第14条 本連盟は第2条の目的を遂行するため、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会は、指導委員会、遭難対策委員会、競技委員会、自然保護委員会及び海外委員会とする。専門委員会の新設、改変及び廃止は理事会の議を経る。
3. 個人会員は専門委員になることができる。但し、委員長になることはできない。

## 第5章 会計

(経費)

第15条 本連盟の経費は会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

2. 本連盟運営基金の使用に当たっては、理事会の承認を必要とする。

但し、緊急を要する場合には常任理事会の承認で使用することができるが、次回理事会にて事後承認を必要とする。

(会費)

第16条 本連盟の会費は1団体あたり年間2万円とする。個人会員は年間1万円とする。

(会計年度)

第17条 本連盟の会計年度は4月1日から翌年の3月31日とする。

## 第6章 罰則

第18条 本連盟の会員にして、義務を怠り、又は連盟の名誉を汚す行為をした場合は、会長は理事会の議を経てその会員を除名またはその他の処分にすることができる。

## 第7章 規約の管理

(規約の改正)

第19条 本規約は理事会に付議して、出席理事の3分の2以上の賛成を得なければ改廃することができない。

(運営規則)

第20条 本規約を運営するために、必要な細則を理事会で別に定めることができる。

付則

この規約は昭和41年4月1日より施行する。

昭和42年6月25日一部改正

昭和49年7月28日一部改正(会費値上げ)

昭和55年12月24日一部改正(会費値上げ)

昭和60年4月14日一部改正(会費値上げ)

昭和63年4月10日一部改正(6条2項追加)

平成元年4月16日一部改正(会費値上げ、7条役員増員、3項追加)

平成元年11月19日一部改正(11条2項、議長選出)

平成4年4月12日一部改正(7条幹事1名増員)

平成9年4月13日一部改正(9条3項常任理事選出)

平成11年4月10日一部改正し、同年4月1日より施行する。

(3条、5条、7条3項、16条個人会員、複数団体が所属する協会等の会費申し合わせ事項)

平成14年4月13日一部改正し、同年4月1日より施行する(申し合わせ事項)

平成15年3月15日一部改正し、同年4月1日より施行する(申し合わせ事項)

平成22年4月3日一部改正し、同日より施行する(7, 9, 13条他、申し合わせ事項本文反映他)

以上